

近年の法改正で

預金の払戻し制度 特別寄与料制度  
自筆証書遺言の保管制度  
配偶者居住権の新設  
法定相続情報証明制度

等の新しい制度がすでに始まっています。

そして、いよいよ

# 「相続登記の

# 義務化」

# が始まります。

相続に関する手続きについては  
お困りになる前に一度司法書士にご相談ください。

## <相続に関する無料相談>

～2月は「相続登記はお済みですか月間」です～

- [期間] 令和4年2月1日～28日までの平日  
[相談場所] 茨城県内の各司法書士事務所（※会員名簿はHPをご覧ください）  
[相談予約] 事前に必ず各事務所へご予約ください  
[相談内容] 相続登記・遺産分割協議・生前贈与など相続に関するご相談  
法務局から「長期間相続登記等がされていないことの通知」  
を受け取った方のご相談

[お問合せ] 茨城司法書士会  
TEL.029-225-0111

茨城司法書士会

検索



相談は司法書士へ！ 茨城司法書士会